

## 令和6年度 富士宮市立富士見小学校「学校いじめ防止基本方針」

「いじめはどんな理由があろうとも、許されない行為である。」

平成25年9月、社会総掛かりでいじめの問題に対処するため、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。この法律の背景には、いじめを背景としこどもの生命や心身に危険が生じる重大な事案が全国各地で後を絶たないという現実があります。

いじめから一人でも多くのこどもを救うためには、こどもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどのこどもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめの問題に対峙していくことが重要であると考えます。

本方針は、人権尊重の理念に基づき、富士見小学校すべてのこどもが安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

### 1 いじめ問題に対する基本的認識

#### (1) いじめの定義

いじめとは、「こどもに対して、当該こどもが在籍する学校に在籍している等、当該こどもと一定の人的関係にある他のこどもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となったこどもが心身の苦痛を感じているもの（起こった場所は学校の内外を問わない）」をいいます。

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられたこどもの立場に立つことが必要です。また、いじめには様々な表れがあることに気を付けて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気付いていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかり確認することも必要です。

#### (2) いじめの理解

いじめは、どのこどもにおいても、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くのこどもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめられる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。

加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や校外活動等の所属する集団において、規律が守られなかつたり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「面白がって見ている子」としてはやし立てるこども、「見て見ぬ振りをする子」として周りで見ているが関わらないこども、「仲裁する子」などのグループ構造があることにも気を付ける必要があります。

### 2 いじめの防止に向けた取組（方針）

いじめは、どのこどもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全てのこどもを対象としたいじめの未然防止の観点が重要であると考え、以下の取組を推進します。

### (1) いじめについての共通理解を図ります

○いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から全教職員の共通理解を図ります。

こどもに対しても、全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことへの理解を促します。

○学級でいじめアンケート集計を集計し、学年で確認、生徒指導主任がまとめることで、学校のこどもの状態を把握し、今後の指導に生かします。

### (2) いじめが起こりにくい集団をつくります

○教職員は、こども理解を深め、こどもとの信頼関係を基盤として、いじめが起こりにくい集団をつくるよう努めます。

- ・悩みや不安を抱えるこどもが、相談しやすい体制を作ります。
- ・何でも話せる学級作りを目指します。

○こども同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団づくりに努め、いじめの発生を防ぐよう努めます。

・元気なあいさつが互いにでき、活気のある学校になるように、児童会と連携しあいさつ運動に取り組んでいきます。

・友達のよさを進んで見付けたり、自己肯定感・自己有用感を高めたりするために、「にこにこランド」の活動に全校で取り組みます。

・生命を大切に思う心情を育むために、オオムラサキの継続飼育に全校で取り組みます。

○授業中の規律を大切にし、分かる授業づくりを進めます。また、全てのこどもが参加・活躍できる授業を工夫します。

- ・主体的、対話的で深い学びのある授業を目指します。
- ・「時間、きれい、言葉」を意識した指導に全校で取り組みます。
- ・こども同士が、お互いの意見を大切にし、よさを認め合える姿勢や態度を育てていきます。

○人権教育の充実によって、自己肯定感の高揚を図ります。

### (3) こども自らがいじめについて考える場や機会を設定します

○意図的・計画的にいじめについて考える場や機会を設定し、こども自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。

○道徳の時間では、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値について、こどもがじっくりと考えを深められるよう指導します。

・自分や友達の生命を大切にしようとする心情が育まれるように、「生命の尊さ」をテーマにした道徳の授業を実施します。

・各教室に「心のコーナー」を設置し、道徳教育の要となる道徳授業の浸透を図ります。

○学級活動、児童会活動などでは、日常生活との関連を図り、こどもが主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図ります。

・縦割り活動やクラブ活動を通して、異学年で優しく触れ合う経験を大切にします。

### (4) いじめの起こりにくい環境を作ります

○整った環境作りを意識し、いじめの起こりにくい環境作りを心掛けます。

### 3 いじめへの対処に向けた取組

#### (1) 早期発見 ～「見過ごさない、見逃さない」

- 日頃から、こどもの見守りや信頼関係の構築等に努め、こどもが示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的にこどもの情報交換を行い、情報を共有するよう努めます。
- たとえ小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するよう努めます。
  - ・毎月の生徒指導部会や職員会議・学年主任研修会で、各学年のこどもの表れを報告し合い、こどもたちの良い行動も認めつつ、いじめにつながる言動について話し合います。
- 教育相談週間を設定すると共に、定期的ないじめ調査や個による相談したい気持ちの集約、スクールカウンセラーと連携した教育相談の実施等により、いじめを訴えやすい体制を整えます。
- 保健室や相談室の利用、スクールカウンセラーや特別支援相談員について広く周知するとともに、こども及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えます。

#### (2) いじめへの対処

- いじめの兆候を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、教職員が一人で抱え込まずに情報を共有します。そして、校内いじめ対策委員会を中心に、組織的に対応します。
  - ・いじめの発見
    - 発見した教職員はすぐに学年主任・生徒指導主任・教頭(校長)へ報告します。
  - ・事実確認
    - 通報したこどもだけでなく、関係者や周りのこどもからの聞き取りや記録を基に、情報を収集します。加害児童が複数いる場合には、別の場所で同時に聞き取りをする等、複数の職員で連携して対応します。
- いじめの態様等に即した対策チームを編成し、今後の対応について確認します。
- 被害児童、及び、いじめを知らせてきたこどもの安全を確保します。
- 加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、自ら行為を反省し、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行います。

### 4 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会の開催、学校・学年だよりの発行、HP 等を通し、いじめ防止対策や対応について広報します。
  - ・道徳だよりを発行し、道徳の授業で、どんな表れがあったか各家庭に紹介します。
- インターネットによるいじめ問題等、保護者に生徒指導だより等を活用し、広く啓発し家庭での目配りを依頼します。
- いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けたこどもとその保護者に対する支援や、いじめを行ったこどもの保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。

## 5 教育委員会や関係機関等との連携

- いじめによりこどもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方など対応を相談します。
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。また、こどもの生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに富士宮警察署に通報し、適切に援助を求めます。

## 6 年間の取組計画について

### 令和6年度 いじめ防止プログラム年間計画 富士宮市立富士見小学校

月	対象			内 容 (日頃からのこどもへの声掛けを続ける)	場面/方法
	職員	子	保		
4	○			基本方針確認	職員会議
		○		学年開き式で、富士見小みんなの約束の確認	学級活動
	○	○	○	いじめ防止啓発強化月間	職員会議・学級活動
		○		児童会議案「どんな学校にしていきたいか(仮)」	児童会活動
	○		○	希望面談	希望面談
5	○			学校評議員、青少年育成連絡会などへの協力要請	関係会議
	○	○		人間関係づくりプログラム・効果測定の分析	学級活動
	○	○		教育相談週間	
		○		たてわり	ロング昼休み
6		○		いじめ実態アンケート	
		○		たてわり	ロング昼休み
7			○	学校評価保護者アンケート	
		○		学校評価こどもアンケート	
			○	個々面談でこどもの人間関係、情報モラルについての啓発	保護者面談
8	○			情報交換(学校評価の分析)	職員会議
9	○			1学期評価から、計画の修正	職員会議
10		○		人間関係づくりプログラム・効果測定の分析	学級活動
		○		教育相談週間	
11		○		いじめ実態アンケート	
		○		たてわり	ロング昼休み
12			○	学校評価保護者アンケート	
		○		学校評価こどもアンケート	
	○		○	希望面談	希望面談
1	○			2学期末評価から、計画の修正、実施	職員会議
		○		たてわり	ロング昼休み
		○		人間関係づくりプログラム・効果測定の分析	学級活動
2	○			いじめ防止基本方針の見直し・検討	教育課程編成会議
		○		いじめ実態アンケート	
		○		たてわり	ロング昼休み
3			○	次年度いじめ防止基本方針掲載	学校ホームページ

【令和6年2月見直し】